

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十八条第三項において準用する同法第十七条第二項の規定によつて、次のとおり登録検査機関の登録を更新した。

令和二年九月十七日

広島県知事 湯崎英彦

一 登録更新年月日及び登録番号

1 登録更新年月日

令和二年九月九日

2 登録番号

三十五

二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社こめ奉行

2 代表者の氏名

立石 和子

3 主たる事務所の所在地

世羅郡世羅町大字下津田一二四九番地

三 農産物検査を行う農産物の種類

国内産もみ、国内産玄米

四 登録の区分

品位等検査

五 農産物検査を行う区域

広島県

六 農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏名	住所	農産物検査を行ふ種類	品名	品種	品種	品名	品種
立石 和子	世羅郡世羅町上津田七二番一 号	もみ、玄米	もみ、玄米	もみ、玄米	もみ、玄米	もみ、玄米	もみ、玄米
穂山 文人	三次市君田町東入君三三二番 一号	もみ、玄米	もみ、玄米	もみ、玄米	もみ、玄米	もみ、玄米	もみ、玄米

重田  
弥生

号世羅郡世羅町上津田七一一番一

玄米